

○宇都市産業振興条例

令和4年12月26日条例第40号

本市は、明治期から石炭産業で栄え、大正十年に一躍村から市制を施行し、発展してきました。その後、昭和三十年代の資源エネルギーの需要構造の変化により、石炭産業とともに市勢も一時衰退しましたが、先人たちが実践してきた産官学民の連携や自治の精神（こころ）を背景としたたゆまぬ努力により、化学工業を中心とする臨海工業都市へと生まれ変わりました。この発展過程において、本市の事業所のうち大多数を占める中小企業は、多様な事業活動を通じて地域経済の基盤を形成し、さらに人材育成や雇用創出の機能を果たすなど、工業都市としての発展を支えてきました。

また、本市の農林漁業者は、市街地と農地、森林、河川、海との調和の中、不斷の努力により、安心安全で良質な食料生産を担ってきました。

一方、本市の産業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、気候変動に加えて、経済のグローバル化の進展により海外情勢などからも大きな影響を受けています。

こうした中にあっても、本市の産業が次代に向けて多様で活力ある持続的な発展を遂げていくためには、先人たちが「共存同榮・協同一致」として実践してきた産官学民の連携や自治の精神（こころ）を、今、ここにあらためて認識し、産業の振興が地域経済の発展に大きく関わり、ひいては地域の活力の向上につながるという認識を産業に関わる全てのものが共有し、次代に向けた強い産業を共創していくことが必要です。

ここに、産業の振興についての基本的な事項を定め、本市の産業に関わるものそれぞれの役割について明らかにするとともに、一体となって、産業の振興による地域経済の活性化を図っていくため、この条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、本市の産業の振興（以下「産業振興」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに事業者、経済団体等、学術研究機関等、金融機関及び市民の役割を明示することにより、産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の発展及び地域の活力の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者市内で産業に関する事業を営む者をいう。
- 二 経済団体等商工会、商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合その他の市内における経済活動の発展に寄与する団体をいう。
- 三 学術研究機関等学術研究機関及び産業支援機関をいう。

（基本理念）

第三条 産業振興は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とし、市、事業者、経済団体等、学術研究機関等、金融機関及び市民の共創により推進するものとする。

2 市、事業者、経済団体等、学術研究機関等、金融機関及び市民は、持続可能な社会の実現に向けて取り組みつつ、産業振興を推進するものとする。

(市の責務)

第四条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国、県、関連する地方公共団体、事業者、経済団体等、学術研究機関等、金融機関その他の関係機関とともに課題を共有し、産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、自らの事業の発展、地域における雇用の促進及び継続並びに人材の育成及び確保に努めるとともに、市が行う産業振興に関する施策及び経済団体等が行う産業振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

(経済団体等の役割)

第六条 経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、産業振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(学術研究機関等の役割)

第七条 学術研究機関等は、事業者が実施する研究開発及び人材育成に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第八条 金融機関は、事業者が経営基盤の強化や新たな事業活動を行うことによる経営の向上に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等の支援を行うことにより、地域の産業の発展に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第九条 市民は、産業振興が地域経済の発展及び地域の活力の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、商品の購入、役務の利用又は就労等を通じて、産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(産業振興計画等)

第十条 市長は、産業振興に関する施策を実施するため、宇部市産業振興計画及び宇部市農林水産業振興計画（以下「産業振興計画等」という。）を策定するものとする。

2 市長は、産業振興計画等を策定し、又は評価しようとするときは、関係者の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、産業振興計画等を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第十一條 市は、産業振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第十二條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。